

受託事業に関する要領

平成20年3月31日
制定 要領19第87号
改正 要領20第56号
改正 要領21第34号
改正 要領22第43号
改正 要領23第46号
改正 要領24第21号
改正 要領25第73号
改正 要領26第52号
改正 要領27第51号
改正 要領令2第101号
改正 要領令2第124号
改正 要領令3第57号
改正 要領令4第38号
改正 要領令5第63号
改正 要領令6第65号

(目的)

第1条 この要領は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が実施する受託事業について、適正な実施に必要なとなる基本的な事項を統一的に規定することを目的とする。

(職員人件費)

第2条 職員人件費については、事業内容により必要となる人員数につき、等級を鑑み算出する。

2 職員人件費単価については、別表によるものとする。

(旅費)

第3条 旅費については、「独立行政法人中小企業基盤整備機構旅費規程（規程16第12号）」に基づき算出する。

(その他の必要経費)

第4条 その他の必要経費については、機構の「執行単価一覧表」に基づき算出する。

2 「執行単価一覧表」に定めのない必要経費については、受託事業の内容を勘案して、相当と認められる額とする。

(一般管理費)

第5条 一般管理費については、人件費に外注費を除く事業費を加えた額の10%以上の必要な額とする。ただし、委託元の定める基準等により、別途割合を定めている場合であって、機構が妥当と判断するときは、この限りではない。

(外部人材の活用)

第6条 受託事業において、外部人材を活用する必要がある場合には、透明性及び公平性の確保の観点から、「外部人材の活用に関する基本方針（規程17第50号）」に基づき実施する。

(事前協議)

第7条 受託事業の申請を行おうとする担当事業部は、当該受託事業の事業計画（事業内容、実施体制、予算面等）につき、総務課及び企画部に事前協議を行うものとする。

2 真にやむをえない事情により、この要領の定めによることが困難な場合には、その項目について、別途、総務課及び企画部に協議の上、他の方法をとることができる。

附 則（要領19第87号）

本要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（要領 20 第 56 号）

本要領は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。ただし、平成 20 年度受託事業については、なお従前の例による。

附 則（要領 21 第 34 号）

本要領は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年度受託事業については、なお従前の例による。

附 則（要領 22 第 43 号）

本要領は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年度受託事業については、なお従前の例による。

附 則（要領 23 第 46 号）

本要領は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年度受託事業については、なお従前の例による。

附 則（要領 24 第 21 号）

本要領は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。ただし、平成 24 年度受託事業については、なお従前の例による。

附 則（要領 25 第 73 号）

本要領は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。ただし、平成 25 年度受託事業については、なお従前の例による。

附 則（要領 26 第 52 号）

本要領は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年度受託事業については、なお従前の例による。

附 則（要領 27 第 51 号）

本要領は、平成 28 年 3 月 3 日から施行する。ただし、平成 27 年度受託事業については、なお従前の例による。

附 則（要領令 2 第 101 号）

本要領は、令和 3 年 3 月 10 日から施行する。ただし、平成 28 年度から令和 2 年度までの受託事業については、なお従前の例による。

附 則（要領令 2 第 124 号）

本要領は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。ただし、令和 2 年度受託事業については、なお従前の例による。

附 則（要領令 3 第 57 号）

本要領は、令和 4 年 3 月 23 日から施行する。ただし、令和 3 年度受託事業については、なお従前の例による。

附 則（要領令 4 第 38 号）

本要領は、令和 5 年 3 月 20 日から施行する。ただし、令和 4 年度受託事業については、なお従前の例による。

附 則（要領令 5 第 63 号）

本要領は、令和 6 年 3 月 21 日から施行する。ただし、令和 5 年度受託事業については、なお従前の例による。

附 則（要領令 6 第 65 号）

本要領は、令和 7 年 3 月 22 日から施行する。ただし、令和 6 年度受託事業については、なお従前の例による。

別表 職員人件費単価表

職員の等級	職員人件費単価
1 等級	8, 2 2 8 円/時
2 等級	7, 3 7 6 円/時
3 等級	5, 7 5 8 円/時
4 等級	4, 1 8 3 円/時
5 等級	3, 2 8 7 円/時
6 等級 (任期付職員)	2, 5 7 7 円/時